

防災課関係

- ・ 地方公共団体と事業所間の防災協力の促進について 1
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化について 8
- ・ 地域安心安全ステーション整備モデル事業について 9
- ・ 消防団の充実強化について 10
- ・ 防災 GIS の活用 11

別添

- ・ 防災 GIS の活用 パンフレット
- ・ e-カレッジの活用 パンフレット

平成 18 年 1 月

全国消防防災主管課長会議

平成17年12月26日
消 防 庁

「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」
報告書 ～ 事業所の防災協力を促進するための環境整備を提言 ～

消防庁では、本年8月より、「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」を開催し、災害発生直後の初動対応において地方公共団体と事業所が連携して迅速・的確に防災対応を行うことができる仕組みづくりについて検討を行い、このたび報告書を取りまとめました。

報告書では、事業所の防災協力を促進するための方策として、「防災協力メニューの明確化」、「防災協力事業所登録制度の導入」、「防災協力協定の締結」のほか、事業所の防災協力を社会的に評価することにより「防災協力活動に対するインセンティブの付与」を行うこと等を提言しています。

本報告書が、地方公共団体等において、事業との連携強化を図るにあたり活用されることを期待しております。

※ なお、消防庁では、消防団と事業所の連携体制の強化策などについて、別途「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を開催し、検討しているところです。

検討会委員

座長 東京大学 大学院情報学環・学際情報学府教授	廣井 脩
東洋大学 社会学部教授	田中 淳
関西学院大学 社会学部専任講師	森 康俊
社団法人 日本経済団体連合会 社会本部 本部長	田中 秀明
社団法人 日本青年会議所 副会頭	入倉 要
日本スピンドル製造株式会社 総務部長	時田 誠
三菱地所株式会社 都市計画事業室 参事	水口 雅晴
ヤマハ発動機(株) 人材開発ユニット安全健康 推進グループ・グループリーダー	山崎 俊二
株式会社 大栄電機工業代表取締役社長	大野 栄一
日本政策投資銀行政策企画部課長	野田 健太郎
消防庁国民保護・防災部防災課長	金谷 裕弘
静岡県防災情報室長	岩田 孝仁
板橋区板橋福祉事務所長	鍵屋 一
西宮市消防局長	岸本 正

問い合わせ先：消防庁国民保護・防災部防災課 災害対策官 田辺
防災企画係長 羽田

電話 03-5253-7525(直) FAX 03-5253-7535

E-mail hada-k@fdma.go.jp

災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会 報告書概要

事業所の防災協力の現状

1. 事業所の防災協力の重要性

- ① 災害時において、自助、公助とともに、共助の重要性が、阪神・淡路大震災以降、被害軽減、早期復旧には欠かせないものと認識されている。特に地域における、住民、自主防災組織、ボランティア、事業所等が助け合う仕組みの構築が重要である。
- ② 事業所は地域の防災力の担い手として、
 - ・地域に密着し、被災地の近くに所在することから、迅速な初動対応が可能である。
 - ・平時における事業所の活動の中で培った組織力が発揮できる。
 - ・専門的な資機材やスキルを保有し、多様な活動が可能。といった特徴を持ち、地域の防災力強化のカギを握っている。
- ③ また、大規模災害後の地域経済の早急な復興、ひいてはわが国の経済の迅速な回復を図るためには、それぞれの事業所の防災力の充実を図り、事業の継続を可能とするだけでなく、事業所を含めた地域の住民、自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政の連携により、地域の復興が効率的、効果的に行われることが不可欠である。さらに、地域経済の早期復興は、その地域に所在する事業所にとっても大きなメリットをもたらすこととなる。

2. 事業所の防災協力の具体例

- ① 尼崎市列車事故
平成17年4月に発生した兵庫県尼崎市の列車事故では日本スピンドル製造株式会社等の周辺事業所が、順次到着する消防・警察と協力し、大破した車両から被災者の救出、被災者の安全な場所までの誘導、被災者の応急手当、被災者の病院への搬送を行った。
- ② 東海豪雨
平成12年9月の東海豪雨時、スーパーマーケットの屋上駐車場に地域住民の車を避難させたことにより車が冠水を免れた。
- ③ 阪神・淡路大震災
地震後、火災が発生。このとき事業所の自衛消防隊隊員が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館を避難所として提供した。

3. 事業所に対する防災協力意識に関するアンケート調査

- ① 突発的な事故、または、地震・風水害の場合の救出・救助・搬送等の防災活動への協力の意識は、9割強の事業所が持ち、地域の一員としての高い意識がうかがえる。
- ② 事業所は、災害時や事故発生時の防災協力等やボランティア的な協力に取り組む意義として、「企業の社会的責任」、「地域の構成員としての貢献」を挙げている。
- ③ 協力可能な防災活動として事業所の回答からは、人的な協力が最も多く期待され、以下、物的な協力、避難場所等の提供、負傷者等の搬送、特殊なスキル、資機材の提供となっており、事業所のそれぞれ得意とする分野で防災協力活動が期待される。

4. 地方公共団体と事業所間の防災協力

① 防災協力事業所登録制度

防災協力事業所登録制度とは、一部の地方公共団体ですでに導入されている制度で、個別の事業所がもつ能力を地域の重要な防災力の一つであると考え、事前に様々な業種の事業所が登録し、災害や事故が発生した場合に、必要に応じ事業所に協力を要請するものである。

防災協力事業所の登録は、手続きが煩雑な防災協力協定の締結と比べて、手続きが簡便なことから小規模な事業所においても登録が容易であり、規模を問わず、事業所の協力が得易く、行政の対応能力を超える分野での災害対応力の向上が期待される。

また、同制度は、幅広く事業所の協力意思とともに地域における事業所の防災対応力を把握でき、災害や事故発生時の様々なニーズへの迅速かつきめ細かい対応が可能となる。

② 防災協力協定

防災協力協定とは、一般的に、行政と事業所間であらかじめ協定書や覚書を交わし、災害時等における事業所の協力を実効性あるものとするためのもので、事業所や業界団体（例えば、建設業協会、トラック事業協会等）との間で包括的な協定を結ぶという手続きによって、事業所の責任を明確にするものである。

事業所の責任が明確となることにより、地方公共団体は協定を地域防災計画に位置付けるにあたって、防災協力事業所登録制度以上に、事業所の防災協力の実効性を担保することが可能となる。

そのため、避難場所等の提供については、災害時に事業所からの提供が確実に見込めることになり、平時より地域住民への周知が可能になるとともに、より具体的な応急対応のための行動計画の立案が可能となる。

事業所の防災協力促進のための提言

事業所の防災協力を促進するための環境整備を進めるにあたり、地方公共団体及び事業所はそれぞれ、以下の取組を行う必要がある。

① 防災協力量メニューの明確化

地方公共団体として地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮した「防災協力」の具体的なメニューを提示することにより、事業所の防災活動への参加を推進すること

② 防災協力事業所登録制度導入の推進

登録制度の導入を推進するとともに、事業所及び地域住民に対して制度の周知を図ること

③ 防災協力協定締結の促進

広範な業種の事業所と協定を締結することにより多様な応急対応が可能になるため、地方公共団体と事業所間の協定締結を促進するとともに、地域の防災に関する問題意識を共有する関係を構築すること

④ 事業所と地方公共団体等との連携強化

事業所と地方公共団体等との連携強化にあたっては、次のことが特に重要となる。

- ・ 地方公共団体と登録事業所・協定事業所間の情報共有のための連絡会を設置し、担当者同士のみならず、首長と事業所トップとの交流を図ること
- ・ 防災行政無線のデジタル化やインターネット環境の進展を踏まえた災害時の情報共有システムを整備すること
- ・ 地域防災計画への記載等により地方公共団体内においても制度の趣旨を徹底させること
- ・ ボランティア、自主防災組織、NPO等との連携のためのコーディネーターの育成を進めること
- ・ 防災協力活動中の事故、営業上の損失に対する災害補償に関する考え方を整理し、十分説明すること

⑤ 効率・効果的な防災協力のための準備

事業所の防災協力活動が成功するためにはその組織力を活かすことが重要であることから、平時より、防災協力のためのグループ編成を行うなどするとともに、地域の防災訓練に参加する等の取り組みを行うこと

⑥ 事業所自らの防災力の向上

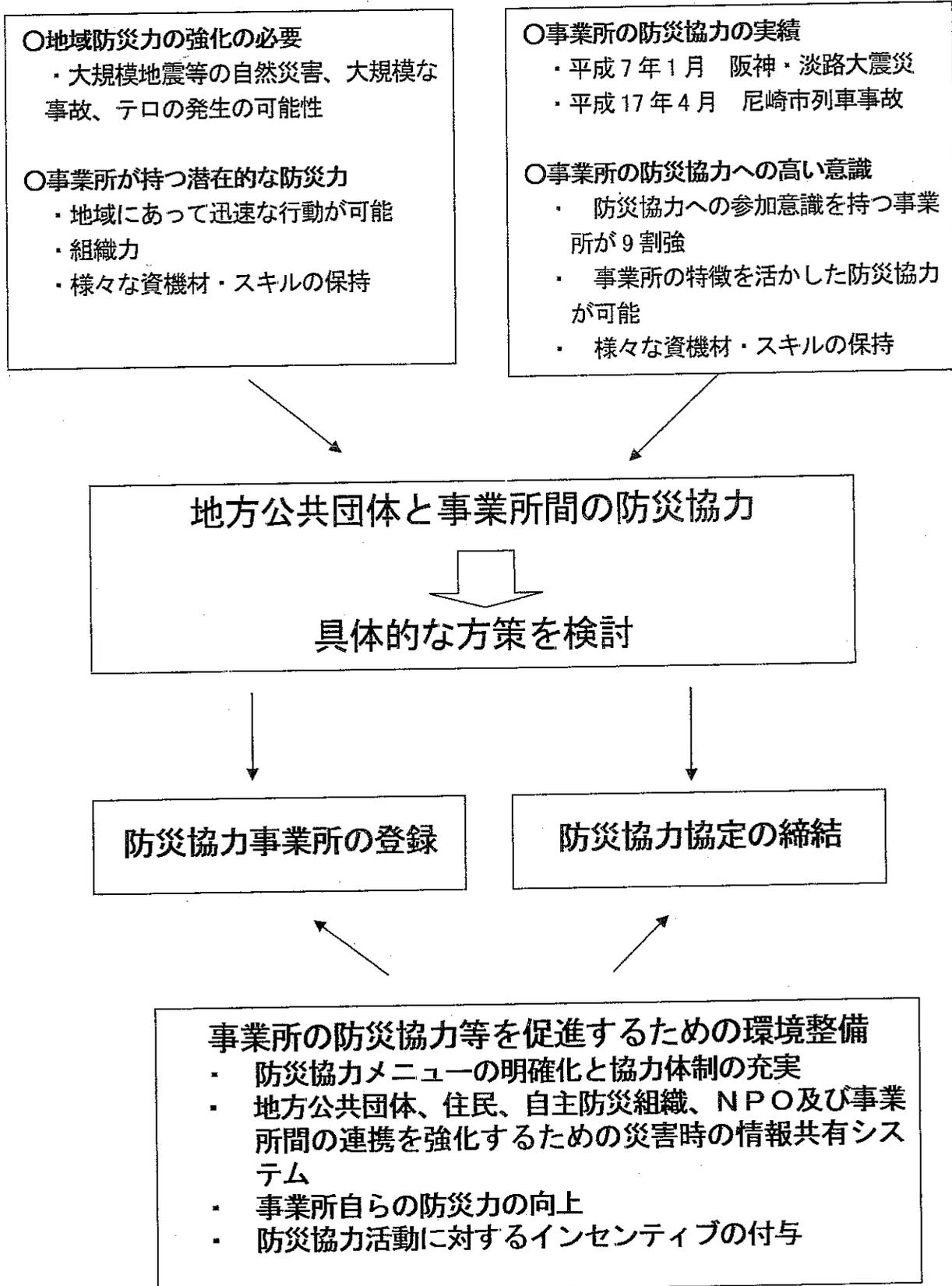
大規模災害発生時に事業所の防災協力が迅速に行われるためには、従業員の被害や事業所の施設の被害を最小限に止めることが重要であることから、建物の耐震化、住宅の耐震化の啓発、資機材の充実、訓練の実施等の防災体制の整備による事業所自らの防災力の向上に取り組むこと

⑦ 防災協力活動に対するインセンティブの付与

事業所が防災協力活動を行うことはその企業が社会的責任を果たすことであると、地域において十分評価される機運の醸成、企業にとっても有益なSRIファンドの対象を防災分野へ拡大することや防災格付け制度の導入、地域における防災訓練に事業所が参加すること等により平時から防災協力を促進させる仕組みを検討すること

【参考1】

災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会
報告書概要



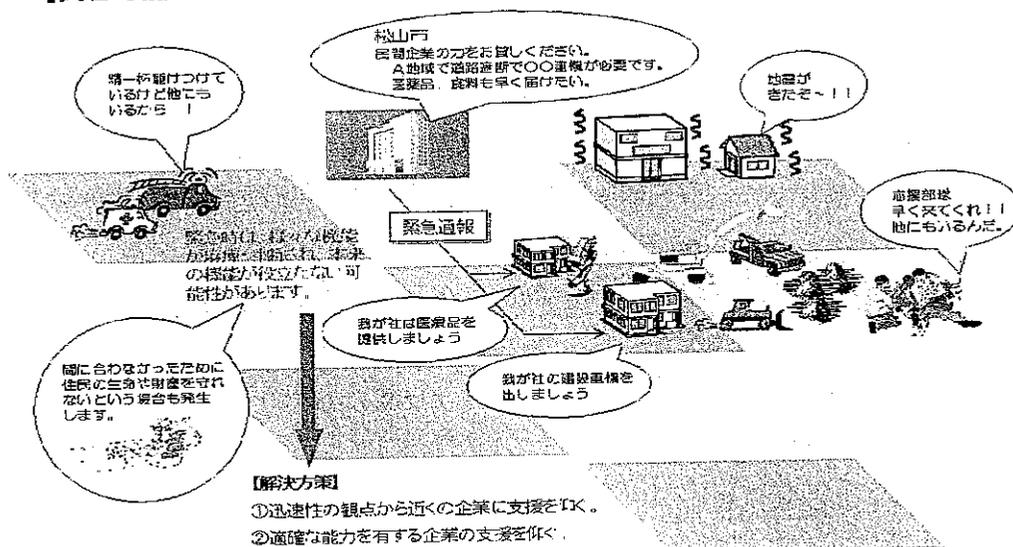
【参考2】

防災協力事業所登録制度の具体例 ～松山市（災害時協力企業情報構築事業）の取り組み～

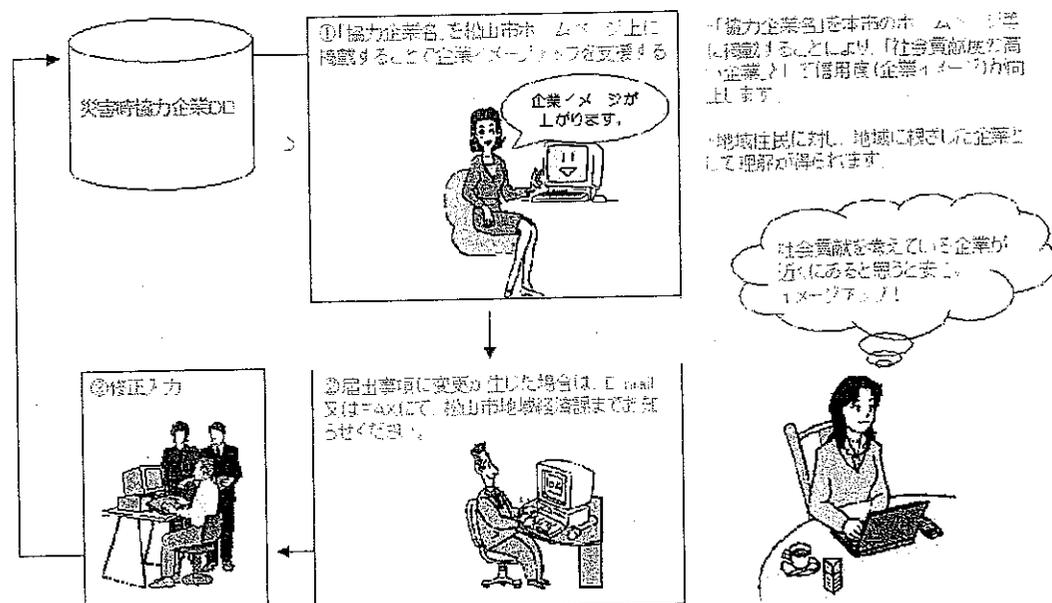
- ◆ 松山市は、有事の際に災害対策本部と連携することで、迅速且つ的確な救援活動につなげていくことを目的として、平成16年度から「災害時協力企業情報構築事業」に取り組んでいる。
- ◆ 「南海地震」等、広域的な災害発生時には、様々な機能が麻痺・寸断され、迅速な救助・救援活動が困難になることが想定されることから、あらかじめ地域ごとに民間支援が行われるよう、災害時に協力可能な企業を募った結果、約5,000社以上の企業の登録があり、そのうち約半数程度の2,436社（2005年6月3日現在）が松山市ホームページへ掲載されている。

【災害時協力企業情報構築事業】

災害時、行政だけでは解決できません。



協力企業のメリットがあります。



【参考3】

防災協力協定の具体例 ～塩竈市（民間救急車や輸送車両による負傷者等の搬送に関する防災協定例）～

民間救急車や輸送車両による負傷者の搬送について、タクシー会社、バス会社等との間で締結している。

塩竈市（以下「甲」という。）と有限会社中央交通（以下「乙」という。）は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における住民生活の安定を図るための業務協力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

（業務の種類）

第1条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。

- （1） 民間救急サービス車による患者等搬送業務
- （2） その他協力可能な業務

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

（要請の受諾）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

防災拠点となる公共施設の耐震化について

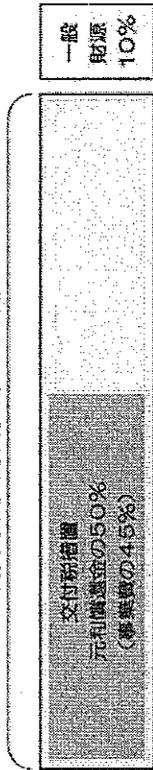
○防災拠点となる公共施設の施設別耐震化率

施設区分	H15年度耐震化率
1 社会福祉施設	53.6%
2 文教施設（校舎、体育館）	49.5%
3 庁舎	50.2%
4 県民会館・公民館等	52.8%
5 体育館	56.9%
6 診療施設	62.0%
7 警察本部・警察署等	52.7%
8 消防本部、消防署所	61.8%
9 その他	55.1%
合計	51.3%

※2、4、5、9は、避難所に指定されている施設の耐震化率

※耐震化率は平成15年度末の見込み数値

防災対策事業債（事業費の90%）



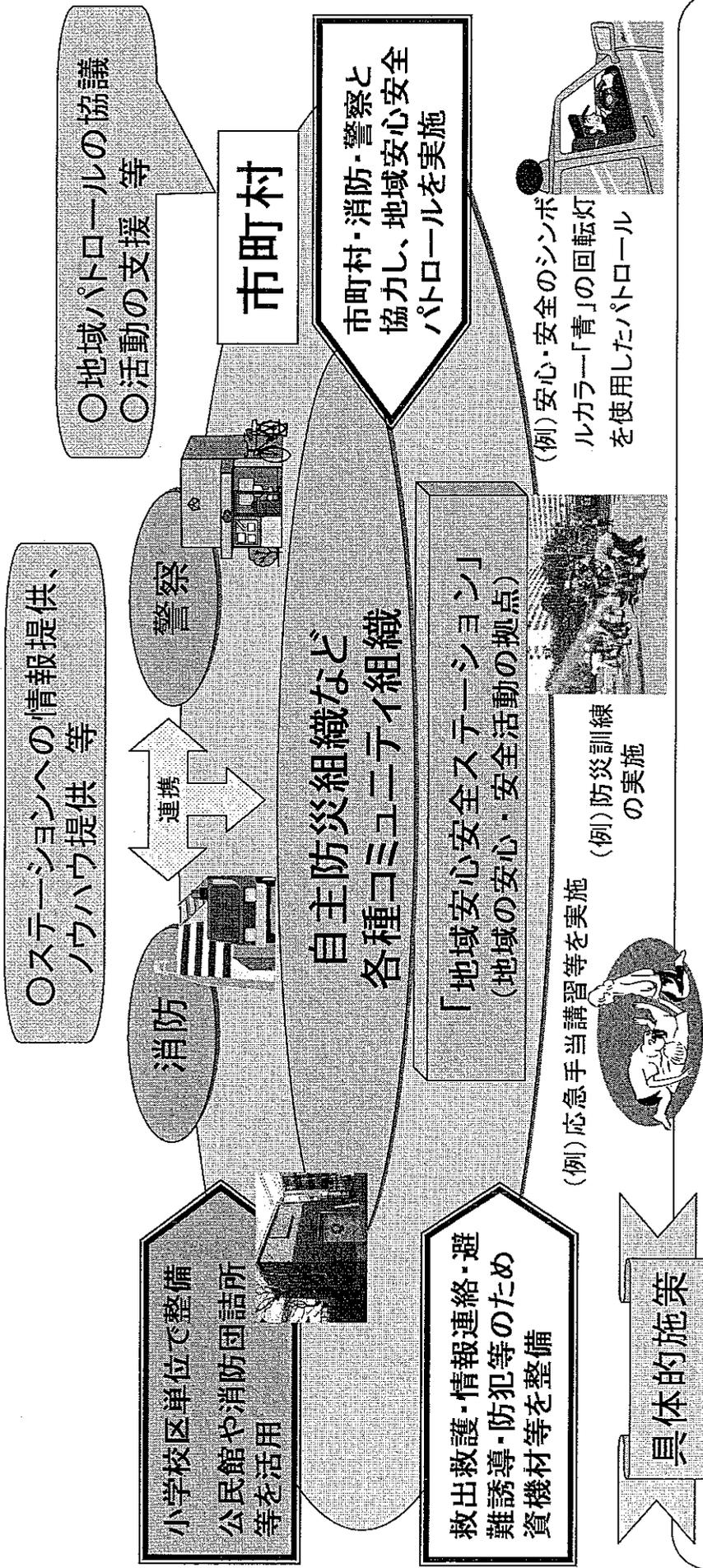
●対象となる施設

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設等

- ※ 施設の一部改築、増築を対象とし、建替え、大規模改築は対象外
- ※ 昭和56年建築基準法改正施行令の施行以前の建築物を対象
- ※ 非木造2階以上または延床面積200㎡超のものを対象
- ※ 当該年度に実施設計まで着手する場合には限り、耐震診断経費も含めて対象

大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署等をはじめ、避難所となる文教施設など、防災拠点となる公共施設の等の耐震化を強力に推進することが必要。

地域安心安全ステーション整備モデル事業について ～防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出と展開～



小学校区単位で整備
公民館や消防団詰所
等を活用

救出救護・情報連絡・避難誘導・防犯等のための資機材等を整備

具体的施策

消防

警察

自主防災組織など
各種コミュニティ組織

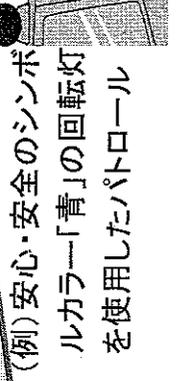
「地域安心安全ステーション」
(地域の安心・安全活動の拠点)

市町村

市町村・消防・警察と
協力し、地域安心安全
パトロールを実施

〇ステーションへの情報提供、
ノウハウ提供 等

〇地域パトロールの協議
〇活動の支援 等



(例) 安心・安全のシンボルカラー「青」の回転灯を使用したパトロール



(例) 防災訓練の実施



(例) 応急手当講習等を実施

- 〇ステーションに対して、救出救護用資機材 (AEDなど)・情報連絡用資機材 (携帯用無線機など)・消火用資機材・避難用資機材等の防災資機材を配備し、ステーションを中核とした防災訓練や応急手当講習等の実施を推進
- 〇自主防災組織や各種コミュニティ組織が、市町村を通じて消防・警察等地域の各種組織と協力しながらステーションを拠点として行う防災・防犯活動について、その各種活動状況を検証・取りまとめのうえ、他地域への普及啓発を展開

消防団の充実強化について

1 消防団の必要性

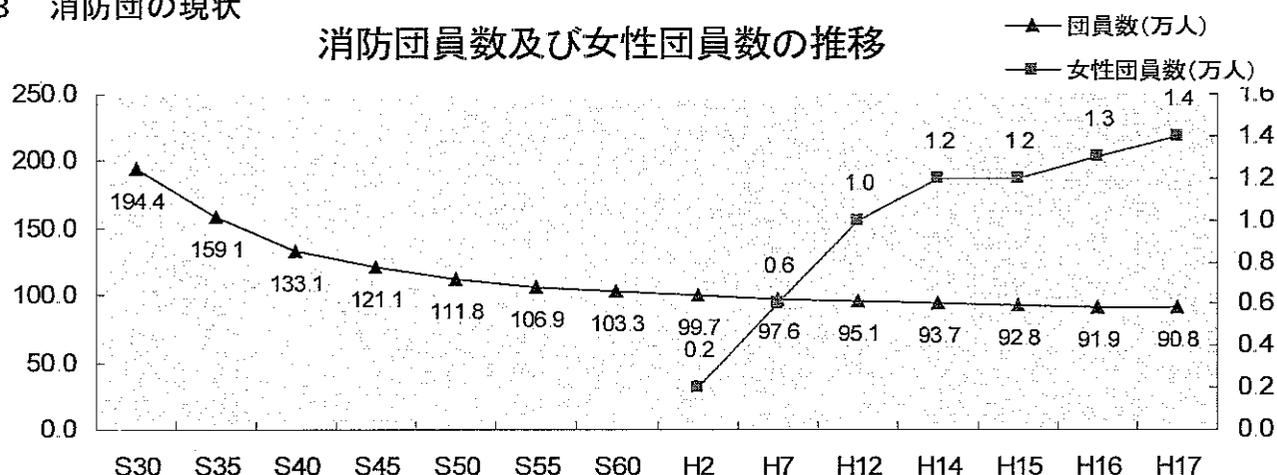
地震、風水害等の大規模な自然災害や、有事における国民保護の必要性から考えると、消防団は、地域住民の安全安心を確保するため欠かせない組織で、今後とも大いに活躍することが期待されている。

2 消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 基本的にはボランティア(非常勤特別職の地方公務員)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

3 消防団の現状

消防団員数及び女性団員数の推移



※ 女性団員数については平成元年以前は調査未実施

- ・消防団数： 2, 963団
- ・消防分団数： 24, 384分団
- ・団員数： 908, 043人(うち女性団員数： 13, 864人)
- ・平均年齢： 37.6歳
- ・サラリーマン団員率： 69.8%
- ※ 数値は平成17年4月1日現在

4 消防団の充実強化・活性化

- 消防団への参加促進、活動環境の整備
地域住民が消防団に参加しやすい環境を作るため、「機能別団員」及び「機能別分団」の制度等を導入し、消防団組織・制度の多様化を図った。(17年1月)
- 消防団員の処遇改善
- 消防団地域活動表彰、協力事業所表彰及び若手・中堅団員や女性団員の意見発表会・表彰
- 地域防災力の中核となる消防団が自主防災組織等と連携し、小学校区単位のコミュニティを基礎とした地域防災力を強化策(安全安心ステーション)検討(18年度予算要求中)

《 団員数の目標 》



	現在	当面
団員数	90.8万人	→ 100万人以上
うち女性	1.3万人	→ 10万人以上

防災GISの活用 —標準型市町村防災GISの概要とメリット—

機能	機能の概要	市町村のメリット	都道府県のメリット
1 防災関連データの管理機能	消防行政施設、避難場所・避難所、備蓄倉庫、防災・水防倉庫、防火水槽、ヘリポート、浸水危険箇所、土砂災害危険箇所、公園、病院等の情報を地図を使った管理	○災害時の緊援隊・応援隊の活動が容易 消防火利等が地図に記載されており、災害時に改めて情報提供の必要なし ○防災体制の分析が可能 距離、面積測定機能の活用により、防火水槽、避難場所の適正配置分析等も可能	○災害時の緊急援助隊の活動が容易 消防火利等が地図に記載されており、災害時に改めて情報提供の必要なし ○平常時、防災関連データの閲覧が可能
2 防災マップ作成機能	上記で登録した防災関連データ及び新規登録データを簡単に地図上に配置し、印刷も可能	○マップの作成により ・地域住民の防災意識の向上 ・適切な予防対策、警戒避難活動が可能 ○マップ作成の労力の軽減 ○マップ作成費の軽減（最低100万円） ○最新の防災マップの提供が可能	○平常時、防災マップの閲覧が可能
3 図上訓練機能	状況シナリオ・状況図付与型の図上訓練が可能	○図上訓練の実施により、市町村の災害対応能力の向上	○図上訓練の実施により、市町村の災害対応能力の向上
4 災害時オペレーション機能	被災の状況対応（救助活動）の状況緊急援助隊の現状が把握可能	○被災状況の地理的把握により効果的な対応が可能 ○救助活動の現状把握が可能 既に対応済みの箇所が地図上で明らかとなり的確な対応が可能	○被災状況の地理的把握により効果的な対応が可能 ○緊急援助隊の活動環境（通行止め箇所、集結場所など）がリアルタイムで把握できる

	<p>*情報の入力は、市町村だけでなく、国、都道府県も入力できる。</p>	<p>○緊急援助隊の適切な活動が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助隊の現在地が地図上で把握でき、適切な指示が可能 ・地理不案内の援助隊を座標軸で容易に誘導できる <p>○災害対応の時系列分析が可能</p> <p>入力された災害対応は自動的に時刻も記録され、後日、この分析により新たな災害対応の教訓を得ることができる</p>	<p>○緊急援助隊の的確な指揮が可能</p> <p>大規模な部隊の指揮に不慣れな市町村に対し適切な助言（指揮）が可能となる</p> <p>○災害対応の時系列分析が可能</p> <p>入力された災害対応は自動的に時刻も記録され、後日、この分析により新たな災害対応の教訓を得ることができる</p> <p>○災害発生市町村到着前の緊急援助隊の状況把握が可能</p>
--	---------------------------------------	---	---

「防災・危機管理e-カレッジ」新設カリキュラムの紹介について

総務省消防庁が提供している、「防災・危機管理e-カレッジ」は、主に大規模な災害に対し、地域の防災力の向上及び被害の軽減を図ることが重要との認識から、防災力強化の各種施策の一環として実施しております。

目的としては地域住民、消防職団員、地方公務員などの方々に、インターネット上で「いつでも」、「どこでも」、「どなたでも」、無料で防災・危機管理について体系的に学べる場を提供することにあります。

平成16年2月より運用を開始したこのシステムは、これまで地域住民を対象としたカリキュラムの他、消防団員、地方公共団体職員及び小学生低学年向けのカリキュラムを提供するとともに、

「e-カレッジ学習管理システム：LMS」の開発や各カリキュラムの充実を図り、時代のニーズに適合した最新の内容を取り上げております。

以下、運用開始以降に新設されたカリキュラムについてご紹介します。

***全体の構成**(右のように、構成されています)
「防災・危機管理e-カレッジ」のURL
(<http://www.e-college.fdma.go.jp>)



1 新設カリキュラムの概要

(1) 風水害から身を守る！

平成16年は台風の上陸が史上最多の10個を数えるなど、日本列島は多くの風水害に見舞われました。風水害から身を守るため、地域住民の方がどんなことを心がけるべきかについて、過去の災害映像をまじえながらポイントを紹介します。



(2) 災害応急対応

次の各コースは、災害対応の第一義的責任を有する市町村職員全般を対象にしたものです。地震や風水害などで地方公共団体が直面する問題や対応を学びます。



ア 時系列コース

災害対応イメージを深めるため、地震及び風水害時の災害応急対応について、時間経過を追って、最優先に行うべき活動と直面する課題を示します。

イ 基盤コース

災害応急対応の基盤となる災害対策本部、情報の収集・伝達、応援体制などについて解説します。

ウ 活動コース

災害応急対応のポイントを、避難所の設置・運営、食料の供給など活動内容別に解説します。

(3) 消防団員の方へ

次の各コースは、消防団員の方々を対象に、活動に必要な基礎的な知識から、現場指揮及び幹部としての心構えなどについて学びます。

ア 基礎コース

入団間もない消防団員の方を対象に、消防団員として必要な訓練礼式や消防訓練などの基礎的な知識を学びます。

イ 中級コース

初級、中級幹部クラスの消防団員の方を対象に、現場指揮やポンプ操法など消防団を管理する上での必要な知識・技術を学びます。

ウ 上級コース

消防団幹部を対象に、消防団のトップとしての知識と心構えを学びます。

(4) こどもぼうさいe-ランド

このコースは、主に5～8才の子供たちを対象に、ゲーム感覚で体感できるように構成しており、家庭や地域での身近な危険（火災や自然災害）から身を守る方法について、わかりやすく説明しています。お子様と一緒に体験して、身近な危険についての認識を深めます。



(5) Disasters: A Safety Guide (外国人の方へ)

このコースは、外国人の方々を対象に、地震や風水害が起こった時の適切な行動要領について、英語で説明しています。



2 e-カレッジ学習管理システム

「防災・危機管理e-カレッジ」を利用する方々に効率よく学習していただくため、「e-カレッジ学習管理システム」を平成17年4月1日より運用を開始しました。このシステムは、「受講管理者規約」の要件を満たした受講管理者が、管理対象となる受講者の学習状況をインターネット上でチェックできるものです。そのために、受講管理者には受講者グループを組織・管理していただく必要があります。

また、「e-カレッジ学習管理システム」は、単に学習の進み具合を確認するためだけでなく、質問の受付や学習の遅れている方への励まし、進んでいる方への授業の追加など、インターネットでの双方向性を活かし、受講管理者が個々の受講者にきめ細やかに対応できます。

3 最後に

「防災・危機管理e-カレッジ」では、さまざまな立場の方々にご利用いただけるよう幅広い学習内容を提供しています。また、平成17年度は消防職員、地方公共団体職員向けのカリキュラムの充実・追加及び、「e-カレッジ学習管理システム」の運用状況を踏まえ、受講管理者枠の拡大など機能の更新を進めて参ります。ぜひ、多くの方にお気軽にホームページ (<http://www.e-college.fdma.go.jp>) へアクセスしていただき、身近な防災・危機管理の学習用の教材としてのご利用をお待ちしております。